

第二部

第二回 参議院治安及び地方制度委員会會議録第六号

昭和二十三年三月二十九日(月曜日)午後一時三十二分開會

本日の會議に付した事件

○地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出(衆議院送付))

○委員長(吉川末次郎君) これより本日

の委員會を開會いたしたいと存じます。先ず第一に地方自治法の一部を改正する法律案を議題に供します。本法

律案につきましては、先にお手許に配付いたしました印刷物、並びに政府側よりの提案理由説明によりまして、内容については十分御了解を得たこと

かと存じておる次第であります。右の文書によりまして御承知を願つておりますよう、極めて簡単な法律の改正案

であります。地方自治法の附則第一條の第二項の普通地方公共團體の職員に關する規定の法律の制定期を改正い

たしまして、本年四月一日までにこれを制定しなければならぬとなつておりますのを、本年の五月一日國會に提出しなければならぬというように改正するだけのものでございます。この際御質疑がありましたら御開陳を願いたいと存じます。……別に御質疑がなければ討論に入りたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川末次郎君) 御異議がないものと認めまして、これから討論に入りたいと存じます。御意見の御ありの方は賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思ひます。……別に御發言が

なければ直ちに採決に入ることとしたします。只今議題となつております地方自治法の一部を改正する法律案を可とせられる方は御起立を願います。

(全員起立)

○委員長(吉川末次郎君) 全員起立、全會一致で可決することに決定いたしました。

尙本會議における委員長からいたしました口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によりまして、豫め多數意見者の承認を得なければならぬことになつておりますけれども、これを委員長に御一任を願うことに御承認願ひましてよろしくございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川末次郎君) 御異議がないものと認めまして、さうに決定いたします。

尙本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出いたします報告書につきましては、多數意見者の署名を附することとなつておりますので、順次御署名を願うことにいたしましたと思ひます。

(多數意見者署名)

○委員長(吉川末次郎君) それでは本日はこれにて散會いたします。

午後一時三十七分散會

出席者は左の通り。

委員長 吉川末次郎君
理事 中井 光次君
鈴木 直人君

委員

羽生 三七君
大隅 憲二君
黒川 武雄君
岡田喜久治君
岡本 愛祐君
小野 哲君
柏木 康治君
駒井 藤平君
阿竹實次郎君

三月二十七日日本委員會に左の事件を付託された。(尙豫備審査のための付託は三月二十五日)

一、地方自治法の一部を改正する法律案(第十七號)

第二部 治安及び地方制度委員会會議録第六号 昭和二十三年三月二十九日（奉議院）

昭和二十三年七月八日印刷

昭和二十三年七月九日発行

（第二部）

（印刷）